

平成 2 5 年 度 第 1 回

八王子市スポーツ推進審議会会議録

日 時 平成 2 5 年 8 月 9 日 (金) 午後 7 時
場 所 市民体育館 第 2 ・ 3 会議室

第1回スポーツ推進審議会日程

- 1 日 時 平成25年8月9日（金）午後7時
- 2 場 所 市民体育館 第2・3会議室
- 3 委員の紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 議 題
 - (1) (仮) スポーツ推進基本計画の改定について
- 6 報告事項
 - (1) 総合体育館規則について
 - (2) 総合体育館料金について
 - (3) 体育館条例改正について
- 7 その他
- 8 閉 会

八王子市スポーツ推進審議会委員

市内スポーツ関係	平岡孝子
	澤本則男
	立川富美代
	塩澤迪夫
	藤木寿勝
	前原教久
	姥貝荘一
障害者スポーツ関係	前田康博
学識経験	浪越一喜
	梅澤秋久
公 募	林 廣子
	糸田孝子
関係行政機関	天野克己
	富貴澤繁幸
	岩田 充
事 務 局	立川寛之
	染谷 勇
	佐藤久幸
	柴崎 淳
	松尾 亜紗美

【午後7時00分開会】

○事務局 ただいまから、平成25年度第1回の八王子市スポーツ推進審議会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、12名となっております。あらかじめ欠席のご連絡をいただいたのは、神成委員、斎藤委員です。

条例第5条第2項の規定による定足数には達しておりますので、本審議会は有効に成立しております。

本日の進行は、お手元に配付させていただいております進行表に従って進めさせていただきたいと思います。

○事務局 本日は初めての審議会となりますので、各委員から自己紹介をお願いします。

(各委員自己紹介)

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(職員自己紹介)

○事務局 次に、進行表の3. 正副会長の選出を行います。

選出の方法は、「八王子市スポーツ推進審議会条例」第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により行います。

立候補者または推薦はございますか。

(「事務局一任」と呼ぶ者あり)

「事務局一任」との御意見がございましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

事務局といたしましては、会長を浪越委員に、副会長を澤本委員と塩澤委員にお願いしたいと考えております。

事務局案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

会長・副会長は、会長席・副会長席に移動のうえ、就任の御挨拶をお願いいたします。

(会長・副会長移動)

(浪越会長挨拶)

○浪越会長　それでは、澤本副会長に就任の御挨拶をお願いします。

(澤本副会長挨拶)

○浪越会長　ありがとうございました。

続きまして、塩澤副会長に就任の御挨拶をお願いします。

(塩澤副会長挨拶)

○浪越会長　ありがとうございました。

それでは、進行表の4. (仮) スポーツ推進基本計画の策定について
を議題とします。

事務局から説明願います。

○事務局　それでは、資料の確認をお願いします。

資料1 「八王子市スポーツ推進基本計画」の策定について

資料2 (仮) 八王子市スポーツ推進基本計画のイメージ

資料3 八王子市のスポーツを取り巻く現状と課題

まず、資料1をご覧ください。

先日、市の重要施策等を審議する、都市経営戦略会議におきまして、新たな計画における方向性について審議を行いました。その時に使用した資料です。

背景といたしまして、平成23年8月に50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され「スポーツ基本法」が制定されました。スポーツ基本法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定しています。

2ページをご覧ください。現行の「八王子市スポーツ振興基本計画」が、H25年度で計画期間が終了します。下は国・都の動向です。

3ページをご覧ください。上は、市の動きとして総合スポーツクラブとスポーツ施設利用者の推移を表し、下は現計画の総括を表しています。

4ページをご覧ください。新たな計画の策定については、上の位置づけにより社会情勢

や「スポーツ基本法」の制定趣旨を踏まえ図のような他の関連する計画と整合性を図りながら、市として取り組むべき内容を盛り込んでいきたいと考えております。

5ページをご覧ください。今後のスケジュールといたしましては、4の図のように10月に素案策定し、その後戦略会議等にかけて12月にパブコメ実施、翌年1月に計画案を確定し3月の議会報告を目指します。

次に、事前に送付いたしましたものと同じ資料3をご覧ください。策定までの期間が短いので、事務の効率化を図るため、あらかじめ事務局で現状と課題を抽出し、グルーピングしたものです。

資料3の現状と課題を精査し連動させ、資料2のローマ数字のⅠで現状と課題を表しています。

その下のローマ数字Ⅱの旧計画で継続・拡充が必要なものを表しています。

旧計画からの継続性を持たせるため、現計画について進捗の確認を行いました。達成された計画については「廃止」、今後も継続して進めていくものは「継続」、重点的に推進していくものについては「拡充」と区分けを行いました。全体の評価としましては、一部の施策を除いて、今後も継続して推進すべき施策が多いことがわかりました。

このⅠ現状と課題とⅡ旧計画をⅢの八王子ビジョン2022の基本理念・基本計画「誰もが楽しめる生涯学習スポーツ、レクリエーション」とを連動させローマ数字Ⅳの11の重点課題に絞りました。さらに、この重点課題から基本目標（案）の4つを表しました。

1つ目の「ライフステージに応じたスポーツ機会の充実」につきましては、成人、子ども、高齢者では体力差やスポーツに対するニーズも異なります。また、新たに障害者スポーツを加え、それぞれのライフステージ等（世代別）に応じたスポーツ活動の機会の充実が必要と考えます。

さらに、別の切り口としまして、スポーツを始めるきっかけづくり、観るスポーツ、競技スポーツといった、それぞれの志向に応じたスポーツ活動の推進といったアイデアも挙げられました。

2つ目の「スポーツをする場の整備・確保」につきましては、市民誰もが気軽にスポーツを楽しめる場（施設）を充実させることが必要と考えます。ただし、現在進めている総合体育館建設の後には、新たな施設の建設は難しいのではないかと考えております。一方で、市民体育館をはじめとする既存施設の老朽化が進んでおり、施設のリニューアルで安全性や機能の充実が必要です。

このほかにも、効率的な施設運営や学校開放の仕組みづくりなどが課題として挙げられます。

3つ目の「スポーツ情報の充実」につきましては、今までの市の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布だけでなく、新たなメディアを活用し、市民の積極的なスポーツ活動につながるような「八王子市のスポーツ情報」の発信。

また、指導者の情報などについても、学習支援課にある情報広場を活用し、「指導する人」と「指導して欲しい人」を結ぶ仕組みを充実させていきたいと思えます。

4つ目の「スポーツを通じたまちづくり」につきましては、スポーツがコミュニティ再生やまちの活性化に寄与するものとの認識に立ち、体協、レク協、地域スポーツクラブ等の、地域で公益的な活動を行っている組織・団体に対する支援を、引き続き行っていきたく考えております。

また、八王子の特性を生かしたスポーツイベントの実施、「スポーツツーリズムの推進」など一定の経済効果が期待できる事業展開を考えております。例えば、八王子の自然を活かしたヒルクライムやトレイルランなどのアウトドアスポーツの展開などが考えられます。

また、秋に開催される国体で培ったものを、今後のスポーツの推進と地域の活性化に生かしていきたいと思えます。

あくまで事務局の案ですが、今後の施策の方向性については、この4つの柱を候補としました。

説明は、以上です。

委員の皆様からは、現状の課題と重点課題について追加等のご意見と方向性について承諾をいただきたいと思えます。

○浪越会長 事務局の説明は終わりました。

新たな計画の策定については、4つの方向性に推進していくとのことでした。これについて、御意見・御質問等はございませんか。

○委員 障害者スポーツについてどんなふうに行ってもらえるか。

○事務局 基本法には誰にとってもスポーツができるということが理念としてうたわれている。4つの基本目標は最終的には基本方針になる。ここに障害者という言葉はないが、重点課題（案）のスポーツ参加機会の充実においても障害者スポーツを位置付けており、施設についてもバリアフリーとかユニバーサルデザインの考え方は当然含まれている。障害者スポーツは常に根底に流れている。

○浪越会長 障害者について記載されなくても、当たり前になるのが本来の姿だろうが、まだ明記せざるを得ない段階だと思うので障害者という文言を加えてもらえればと思う。

○委員 基本法には、具体的な条文があるし他の自治体にも条文のあるところもある。

ノーマライゼーションの推進のためにも盛り込んでもらいたい。

○委員 資料2だが、原因を分析し、課題を提起するようにしてもらいたい。総合型クラブについて当事者もわからないところがある。実態の把握が必要ではないか。

○浪越会長 基本計画の概要なので、具体的な文言については、細かく出てくると思う。総合型クラブについては公的な場を使っているのだから、報告をきちんとさせてもよいのではないかと思う。19あるのを増やすなら、質的な充実を図って行く時期になっているのではないかと思う。委員の意見を含めうたってもらえるとよい。

○事務局 具体的な書き込みに入るときは、漠然としたものでなく、なぜそうなのかという形で記述したい。資料3も現状があったり、課題があったりするが、統一していきたい。クラブについてアンケートを実施しているが、ヒアリング調査を加え、現状を把握して行きたい。資料1、5頁のスケジュールについては10月に計画素案を策定したい。

○委員 総合型クラブは学校の部活の支援とか、地域のコミュニティにも関わっている。その点を踏まえて行ってほしい。

○委員 基本目標の1番目「ライフステージ等に応じたスポーツ参加機会の充実」について事務局の説明の中で「観ること」を付け加えたが、良いことだと考える。新しい指導要領では、高等学校の体育の中で「観ること・支えること」も教える、そのあと（学校教育を終えてから）いろいろな立場でスポーツに関わって行きましょうとなっている。総合型スポーツクラブだけでなく、いろいろな形の支え方もある。そういう視点も必要である。資料3の「観る」が高いレベルになっているが、親がわが子のスポーツを観るとか支えるとかの視点が入ると違った形のスポーツ推進になるのではないか。

○委員 資料2の重点課題1-1に「子どものスポーツ活動の推進」とあり、基本目標「ライフステージ等に応じたスポーツ参加機会の充実」で成人、子ども、障害者があるということだが、資料3で子どもの体力低下が記載されている。剣道、柔道が抜けてスポーツ少年団への参加団体が減っているが、定期的に体力テストを行っている。そのなかでの結果はよくなっている。一貫指導という視点が落ちている。子どもたちをどう伸ばすかという視点がないと市民とスポーツが離れてしまう。課題は多くあると思うが、目標が定められたら、それが競技団体等におろされ、八王子のスポーツが盛んになればよいと考えている。

○浪越会長 それぞれの立場から少しずつでも意見を出してもらえれば、総合的には良いものができると思う。

○委員 資料2に基本目標が4つあり、資料3は「～に関する事」になっているが、2の「ライフステージ等に応じたスポーツ参加機会の充実」がスポーツ活動に関する事、これが業務目標となって、この中から施策が出てくるということでしょうか。

○委員 具体的な目標値、例えば成人の週1回のスポーツを何パーセントにするとか、元気な高齢者数とか、小中学生の体力テストの結果を平均を上回るようにするとか、競技力の向上には専門的指導者を配置するとか、具体的に記載すればよいと思う。

○浪越会長 すべてとは行かないが、できるだけ明確になるようにしてもらえればと思う。

○事務局 建設的な意見が出たので、次回には素案に近いものを示したい。

○浪越会長 出された課題を踏まえたものが提出されることを期待している。

○委員 もう少し具体的な、こんなこともあるとかメールなどで出してもよいか。

○事務局 すべての委員に是非お願いしたい。今月中にももらえればと思う。

○浪越会長 今月末までをお願いします。本件について、本日の審議は終了します。

○浪越会長 次に、進行表5の報告事項に移ります。事務局から報告願います。

○事務局 報告事項について、進行表では3つに分かれています。上の二つ、総合体育館の規則と総合体育館の料金について一括して説明します。

報告事項の説明に入ります前に、新任の委員さんもいらっしゃいますので、総合体育館、こちら現在、京王線狭間駅前に建設中の新しい体育館ですが、整備に至った経緯や施設の概要について、簡単に説明します。

資料5をご覧ください。

左上の図が狭間駅改札を出たところから、新体育館を見た図になっています。

右上の図は上空から見た図で、図の中央左下が駅前ロータリーと駅舎となっており、駅至近ということがお分かりいただけるかと思います。

ページ左には主要施設など、施設の概要を示しております。

本体育館ですが、八王子市に全国大会が開催できる体育館を設置するという黒須前市長の公約により、平成19年度に着手を決定しました。

具体的にどのような体育館を整備するかについては、このスポーツ推進審議会で11カ月をかけて施設の基本方針・基本計画を策定する中で検討しました。

その中で、現在、市に不足している施設は全国大会を開催できる施設だけではない、市内競技団体が主催する大会を開催する場所も不足しているんだ、という議論から、全国的にもめずらしい、2つの大会を同時開催できるよう2つのアリーナを備えた施設を整備することといたしました。

資料を1枚めくっていただきますと、2階と3階の平面図をご覧くださいと思います。2階平面図の下側、メインアリーナは、この市民体育館の一番大きな競技場である主競技場の約2倍の広さで2,000席の観客席を有します。また、全国大会や有名選手がくるような大会にも対応できるよう、選手控室や役員室、審判室などを備えています。

メインアリーナと同じフロアに配置するサブアリーナ、図面上側ですが、こちらは主競技場の約1.5倍の広さで観客席は700席、多くの競技で全国大会が開催できる規模となっております。

資料の一番後ろのページをご覧ください。1階にはアリーナ以外の施設が配置されております。

3分割が可能な多目的運動室、トレーニング室の他、エアロビクスなどの事業を行うスタジオや託児室などを備えております。

施設のオープンですが、来年、平成26年10月1日を予定しており、現在、施設の基礎工事などを行っています。

また、施設の整備手法についてですが、本市で初めて、PFIという手法を用いて進めます。

このPFI手法とはどういうものかという、PFIによらない施設整備は通常、施設の設計、工事を別々に市が発注し、さらに近年ではオープン後の維持管理を指定管理者に任せるという形で行われていますが、PFIでは、施設の設計から建設、オープン後の維持管理運営までを一括して行う事業者を市が募集し、一番良い提案をした事業者と契約を締結し、事業を進めるという形となります。PFIの利点としましては、民間企業の自由な発想やノウハウを発揮しやすく、また設計から運営までを一括して契約することから、管理運営の意向を反映した設計を実現できるということ等があげられます。

本市の新体育館PFI事業につきましては、平成23年度に事業者を募集し、一番良い提案を行った大成建設株式会社が代表を務めるグループと、設計建設及び15年間の維持管理・運営に関する契約を締結しております。新しい体育館、総合体育館という名称になりますが、その概要については以上です。

次に報告事項の説明をさせていただきます。

規則の設定について

資料の4をご覧ください。

総合体育館の予約方法など、運営の詳細を定める規則については、オープンの前となる今年10月の決定を目指し、現在、事務局で素案を策定しているところです。本日は、事務局での検討の方向性について御報告いたします。

資料4の1の(1)、規則の内容ですが、現市民体育館と概ね同じ内容にしたいと考えておりますが、1点だけ、利用料金の減額・免除については、総合体育館の目的などを考慮し、表のとおり変更したいと思います。

まず、現行と書いてある欄の(2)ですが、市民体育館では市又は教育委員会が行う事業ならなんでも免除としていたものを、総合体育館では市や教育委員会が行うものでも免除とするのはスポーツ及びレクリエーションに限りたいとするものです。

その意図ですが(2)の上段をご覧ください。

現市民体育館では、市又は教育委員会が行う事業の全てを免除としておりますが、特に会議室などではスポーツと関係のない会議なども免除となり、頻繁に利用されています。現体育館の会議室については利用率もそれほど高くないのでこれでもいいのですが、新しい体育館では民間事業者が会議室なども利用して、様々な教室プログラムを実施することを予定しています。ましてや、アリーナにつきましては現在の体育館の使用状況を考えると新しい体育館ができて施設にそれほど余裕はできないと考えておりますので、体育館の目的以外の利用については利用料金免除などの優先的な利用は認めないとするものです。

利用料金の減額・免除についてはもう一点、(1)にもどりまして現行の(3)をご覧ください。

市内の公立学校、こちら学校教育法でいきますと幼稚園から大学までとなりますが、公立学校が教育目的のために行う体育及びスポーツ行事に利用するときは、現行、免除となっ

ております。総合体育館の規則では、この規定を削除したいと考えております。

その意図ですが（２）の下段をご覧ください。

現状、この規定に基づき、運動会などで市民体育館を使っている学校は近隣に限られ受益が偏ること、また、学校の運動会の利用であるなら規模的に市民体育館や甲の原体育館を利用させていただきたいということから、総合体育館の減額・免除規定からは削除したいと考えています。

規則の設定についての説明は以上です。

次に利用料金についてですが、これにつきましては現在、事業者と調整中です。

検討の方向性としましては以前の審議会でご説明しましたとおり、空調料金を除いた施設利用料金を現市民体育館と同水準に設定する予定です。ただし、駐車料金については、駐車場に限りがあることや駅前立地していることから、利用料を徴収させていただきたいと考えております。

いずれにしても利用者が利用しやすい料金設定・時間設定をしてみたいと考えております。

利用料金は規則と同じく今年の10月を目途に決定し、公表できるよう準備を進めております。

報告事項（１）、（２）の説明は以上です。

- 浪越会長 事務局の説明は終わりました。御意見・御質問等はありませんか。

- 委 員 駐車場料金については、新体育館のみか。

- 事務局 正式に検討しているのは、新体育館のみです。市民体育館の改修後については駐車場の形態も検討していますが、空調設備等も付くので、料金体系については一から検討したい。
- 委 員 八王子は市域が広いので立地条件も考えてほしい、また近隣の体育館はどうか。収入を増やすために、駐車料金で補うのか、広く利用してもらい、利用料を増やすという考えもある。施設が新しくなったので、応分の負担をしてもらうのか、どう考えているか。

- 事務局 近隣については、町田・日野で駐車場を有料にしている。市域が広いので一概

に比較できないところもある。有料化については利用しやすい金額を検討している。新体育館についても同じである。

○委員 市民体育館については、利用料金である程度の収入を確保できれば、駐車料金を取らないでもよいのではないか。駐車料金と利用料のバランスは緊急の課題ではない。

○事務局 新体育館については駅前という点がある。この体育館については富士森公園全体で考える必要がある。特に花見の季節など本来の利用者が止められないほど駐車されたり、また球場のイベントの利用者が止めてしまうこともあるので、解決の一つの手段として有料化を考えている。それに加え、全体の利用料金の中で考えて行きたい。

○委員 狭間にあるスーパーの駐車場に、通勤のための車を止めてしまう例もあり、対策に苦慮していると聞いている。有料化しない限り、体育館ができれば当然同じようなことが考えられる。

○委員 駅前だからということだが、なし崩し的に市民体育館・甲の原体育館も有料になる可能性があるが、すべてが同じではない。野球の大会とか花見とかあっても、今まで対応できている。きれいに整合しようとしても無理だ。狭間の問題とは違うのではないか。

○事務局 その点はきっちりと分けて考えて行く。新体育館については報告できる状態になっているので報告した。この体育館については整備できていない。体育館だけでなく屋外運動施設もいろいろあるので駐車場料金に関しては、立地条件などそれぞれ異なるので個別に検討したい。

○委員 この点は慎重にしてもらいたい。

○委員 体育館を使う人、使わない人を分けて考えた方がよい。

○浪越会長 それは、新体育館を含めての話か。

○委員 今そのことで特に。

○事務局 狭間の体育館については、駐車料金を取るということで事業者を募集しているので、その方向で行きたい。新体育館を利用する人が確実に駐車場を使えるように、利用しない人を排除するために料金を徴収する。

○浪越会長 市民体育館・甲の原体育館は別途考えるということでよいか。先に進めたい。

○委員 使用料の減免の変更は新体育館のみでよいのですね。
観覧席へは靴を脱がずに入れるのですね。安心しました。

○浪越会長 次に、「体育館条例改正について」、事務局から報告願います。

○事務局 資料4の3をご覧ください。

本件は既存体育館、市民体育館と甲の原体育館の2館となりますが、こちらの条例を改正するものです。こちらにつきましても担当内で検討中の段階のものですが、方向性についてこの場でご説明いたします。

(1)をご覧ください。

現在は体育館での販売行為は原則、禁止としていますが、例外として教育委員会の許可を受ければ販売行為が可能となるという規定となっています。販売を許可した事例といたしましては、体育館を利用する団体が震災支援など、売り上げの一部を公益性が認められることに寄付する場合について、施設内での飲食物等の販売を認めています。

販売行為自体につきましては、体育館には食堂などありませんので、食事の提供等、利用者の利便向上にもつながりますし、体育館を利用する団体につきましては、団体が主催する大会などで販売行為を認めることで、大会のスポンサー料等の収入が見込めるなど、施設の活用可能性を広げるものだと考えております。

一方で、駐車場やロビーなどを含めた施設の規模については十分な広さがあるといえないことから、販売行為を行える者や販売を行える場所や規模について限定する必要があります。

また、現状の販売行為の許可方法は許可基準を公にしていないことから透明性に欠け、また許可を受けた団体には受益が生じている一方で負担をしていただいていないことから、手続きを正式に定め、使用料を徴収できるよう条例の改正を行うものです。

なお、先ほど説明しました総合体育館では、条例で販売行為について定めており、1回につき1㎡あたり5,000円を上限に金額を決め、販売行為を行える形になっております。

説明は以上です。

○浪越会長 事務局の説明は終わりました。御意見・御質問等はありませんか。

- 委員 自販機については。
- 事務局 行政財産の使用許可になっている。相互に影響しない。
- 浪越会長 どういう基準で認めたり、認めなかったのか。
- 事務局 施設の規模が十分でないと認めない。駐車場がいっぱいと移動販売車を使っ
ての販売など認められない。1. 主競技場の利用団体が駐車場で販売をしても施設の利用者の
妨げにはならないと判断している。2. 売上げ金の使途に公益性が認められること。収益の一
部を公益性の認められるものに寄付する場合に認めた例がある。
- 浪越会長 飲食物についてはどうか。変な物を売ってしまったりしたらどうなるのか。
- 事務局 リスクを販売者・利用団体に振るようにしたい。
- 浪越会長 以上で本日の案件は全て終了しました。
- 浪越会長 それでは、次回の審議会についてですが、日程は事務局と調整し、皆様には個
別に通知いたします。
以上で、本日のスポーツ推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午後8時20分閉会】

上記会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市スポーツ推進審議会会長

八王子市スポーツ推進審議会委員